



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

S · 0 生

◎土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認定す。

起業者	事業の種類	起業地	年月日
東京府	市場建設	東京府東京市大森區大森町一丁目地内	一六、三、一〇
大阪府	用悪水路新設	大阪府北河内郡枚方町地内	一六、三、一〇
日本發達電氣株式會社	電氣裝置	福島縣大沼郡西川村、西方村地内	一六、三、一〇
愛媛縣	道路新設	愛媛縣今治市大字日吉藏敷地内	一六、三、一六

愛知縣知事	道路新設	愛知縣東春日井郡篠岡村、味岡村地内 <th>一六、三、一〇</th>	一六、三、一〇
京濱電氣鐵道株式會社	停留場擴張	東京府東京市蒲田區東蒲田町三丁目地内	一六、三、一〇
鐵道大臣	停留場改良	福岡縣小倉市淺野町、舟町地内	一六、三、一四
京都府知事	道路改築	京都府加佐郡神崎村地内	一六、三、一四
官幣大社	境内地擴張	愛知縣名古屋市中熱田區新宮坂町地内	一六、三、一四
山口縣知事	道路改築	山口縣萩市大字椿東地内	一六、三、一六

◎軌道法に依る申請に對する處分

東京府

東京横濱電鐵 玉川線櫻新町停留場特別設計の件

東京横濱電鐵株式會社申請に係る本件は、大正九年六月十四日監第七五三號を以て軌間變更許可ありたるものなりしが、近時該停留場に於ける乗降客の激増し、其の利便を圖る目的を以て特別設計に依り建造物（乗降場及上々家兼待合所）を新設せんとするものにして、右特別設計は軌道建設規定第三十五條に該當し、適當なる設計と認めらるゝに依り、昭和十六年十二月四日監第四一〇六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京王電氣軌道 金子停留場信號機竝に配線變更認可

軌條の磨耗を防止し運轉の圓滑を圖るため、配線を變更し曲線を除かせんとす、是に伴ひ信號機位置を變更し、出改札所を左記工事豫算書に依り新設せんとす。

一金八千九百參拾貳圓四拾壹錢也

内 譯

圓

一、土木工事費

四、三九八・六〇

軌道工事

一、二四九・五〇

乗降場改築

三、〇三三・一〇

境界柵垣

一一六・〇〇

一、建築工事費

三、二二三・六二

法 令

出札所新築

一、五四三・九〇

上り乗降場新築

六七二・七二

在來上家移設

六〇九・〇〇

便所新築

四〇八・〇〇

一、電氣工事費

一、三〇〇・一九

加線費

七三〇・一九

信號移轉費

二五〇・〇〇

バンド費

一九〇・〇〇

電燈費

八〇・〇〇

運搬雜費

五〇・〇〇

右工事費は手元資金支辨にして格別支障無之認められ、昭和十六年十一月二十一日監第三九九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

京成電氣軌道 軌道低當權設定認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る標記の件は、事業資金調達のため既に第十回社債壹千六百萬圓、第十二回社債參百萬圓、計千九百萬圓の無擔保社債を發行し居れるが、此既發行社債には全部會社財産を他に擔保として供與せざる旨の特約、所謂「ネガティブ、セキユリテイ」、クローズ (Negative Security clause) を附せり。然るに今回既に事業擴張資金に充當せる短期負債を長期且安定せる社債に償換 (別途申請中) せんとするに當り、當今起債

界の原則上必ず物上擔保附となすべき必要有之、右既發行の無擔保社債の所謂「Negative Security clause」の爲め此の財務安定を計らんとする擔保附新規社債發行に支障を生ぜり、故に無擔保の既發行第十回社債、第十二回社債に對する「Negative Security clause」を改め、物上擔保附社債と爲さんとするものにして、今回新規に發行せんとする第十三回社債（別途申請中）と同時に軌道財團、自動車交通事業財團の上に同一順位の抵當權を設定し、以て既發行社債權者の權利の保全を計らんとするものにして、其の内譯は、

一、第十二回物上擔保社債總額 三百萬圓

一、利 率 年四分二厘

一、償還方法及期限 發行の日より二ヶ年据置き昭和二十二年三月一日迄に償還

一、利子支拂方法及期限 毎年三月一日、九月一日過半ヶ年分を利札引換に支拂ふ。

一、抵當權者 受託會社は株式會社日本興業銀行

右の通りにして別段支障なきと認められ、昭和十六年十一月十八日、監第四〇二三號を以て内務、鐵道、逓信各大臣より認可ありたり。

### 京王電氣軌道 金子停留場信號機位置に配線變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る金子停留場に於ける上り線の信號機は、配線變更に支障を生ずるを以て其の位置を變更し、又配線變更は軌線の磨耗を防止し、且電車運轉の圓滑を圖る爲、構内下り本線中に介入する急曲線を除去し、近時旅客激増せる爲め上り本線側に改札所を設けんとするの件は、格別支障無きを以て客年十一月二十一日監第三九九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 京成電氣軌道 押上高砂兩停留場信號機安裝位置變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る押上、高砂兩停留場保安裝置變更の件は、兩停留場構内運轉保安の向上を計る爲、工費三五〇圓を以て一部變更せんとするものにして、別段支障なきものと認めらるゝにより、客年十二月二十三日監第四二八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 東京府・千葉縣

### 京成電氣軌道 車輛設計變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る大正十五年十月十五日附監第二七五五號を以て認可を受けし第一〇〇型電動客車二十五輛中三輛「モ八」一〇四「モ八」一一五及「モ八」一一六」を制作費豫算六一、五〇〇圓を以て臺榭部分並柱類は、従前のものを使用し車體木部を新造せむとするの件は、昭和十六年十一月十三日監第三九一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

## 大阪府

### 阪神電氣鐵道 工事方法變更並假設工事施行認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る本件は、大阪市都市計畫第五期下水道事業、柴島、大和田處理分區幹枝線管渠築造工事に伴ひ同市の依頼に依り、該社軌道本線神戸起點二六九二〇米の位置（西淀川區姫島町地内、姫島停留場北）に姫島暗渠を築造し、之に伴ふ軌道支保工を施工せんとするものにして、同市下水道事業と關聯し、至急施行を要するものと認めらるるに依り客年十二月二十六日監第四五三八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。尙假設橋の使用期限は認可の日より百五十日迄とす。

## 兵庫縣

### 神戸市營軌道 軌條熔接方法施行認可

神戸市申請に係る標記の件は、從來施行中の各種の軌條接續は既認可の工法即ち軌條銜顯熔接方法「ギールト」電機熔接「テルミット」の工法を以て施行致し居るものなるが、近時其の材料は豫想外に昂騰し且つ購入困難なる状態にあり、時局下鐵材の節約を考慮し、今般數年前より研究數次の試験の結果良好なる成績を得、其材料工費、其他の工法に比し經濟的にして、且つ軌條各部の彈性力を均等ならしめ、其の磨耗を一樣ならしむる等の特長を有する軌條銜顯熔接を採用せんとするものにして、工法適當と認めらるるに依り客年十二月二十三日監第三八八二號を以て内務、

鐵道兩大臣より認可ありたり。

### 神戸市營 電氣工事方法一部變更認可

神戸市申請に係る湊町變電所に於ける軌道事業用設備は、三〇〇K・W、電動發電機三箇（常用）及一、〇〇〇K・W、回轉變流機一箇（豫備）にして、其の最近四ヶ年間の負荷實績は、第一表の通りにして、昭和十二年度一時間平均最大負荷實績七五〇K・W、半時間平均最大負荷八三〇K・Wに對し、昭和十五年度に於ては、一時間平均最大六七〇K・W、半時間平均最大七四〇K・Wとなり、八〇K・W乃至九〇K・Wの減少を示す。此の減少は主として昭和十三年度に於ては大水害の爲、同十四・五兩年度に於ては電力制限ありしに依るものにして、常用設備たる三〇〇K・W電力發電機三箇は、明治四十三年四月二十八日附を以て使用認可を得たるものにして、機械各部の老朽化甚だしく整流、溫度上昇等の點より定格容量を著しく低下し、爲に豫備機一、〇〇〇K・W回轉變流機を常用化するの止むを得ざる状態に相成り現狀のまま使用を繼續する事は、甚だしく運轉の信頼度を低下する事となるに依り、三〇〇K・W電動發電機一箇を撤去したる跡へ一、〇〇〇K・W回轉變流機一箇を増設して常用に加へ、以て設備の充實、改善を圖らんとするものにして、格別支障無之様認めらるるに依り、客年十二月十八日監第四二五六號を以て通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

第一表 濱町變電所軌道用送出最大電力實績表

昭和年度	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	平均最 大電力	一時間 半時間 平均最 大電力
十二	七五〇	六〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇	七〇〇	八〇〇
十三	六〇〇	五八〇	六八〇	五八〇	六〇〇	六七〇	六〇〇	六〇〇	五九〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	七五〇
十四	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	六四〇	六四〇	六〇〇	六〇〇	五九〇	五〇〇	五五〇	六〇〇	六〇〇	七五〇
十五	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五九〇	五〇〇	六二〇	五〇〇	六〇〇	六三〇	六〇〇	七一〇	六〇〇	六〇〇	七五〇
十六	六〇〇	六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六〇〇	七五〇

神戸市營 電氣工事方法變更認可

神戸市申請に係る木市楠橋變電所に於ける軌道事業用設備は現在七五〇K・W、回轉變流機一箇(常用)及三〇〇K・W、回轉

實を圖るは最も緊要なり。

依て七五〇K・W機一箇の増設を行ひ、之を常用に加へ、斯して一層饋電の確實を期するものとす。

變流機三箇(豫備)を以て本市中央部電本線路に饋電せるものにして、市の東部並に西部に於ける神戸製鋼所、三菱重工業、川崎重工業等の軍需大工場方面従業員の輸送並に海港都市中心地域の交通上重大なる責務を有するものなり、然るに同所設備中の三〇〇K・W、機三箇は使用開始後の經過年數十九年に及び整流子の如きは磨耗甚しく、其他各部共老朽化し、又七五〇K・W、回轉

而して右増設工事に於て回轉變流機に代ふるに水銀整流器を以てすれば、特性上既設回轉變流機と並行運轉不可能なるを以て、複巻回轉變流機を施設せんとするの件は、工事費一〇九、二三〇圓にして、格別支障無之認められ、昭和十六年十二月十日監第四一、二二號を以て通牒を附し内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神戸市營 軌道橋梁工事方法變更認可

變流機も使用開始後十五年を經過せる状態なり、尙本變電所の豫備設備は隣接の有馬道變電所一〇〇〇K・W、水銀整流器の豫備を兼ねたるものなるを以て今日本變電所軌道事業用設備の改良充

神戸市申請に係る神戸市電氣軌道第一期第三號線中入江橋軌道専用橋は、明治四十五年二月二十八日附、兵庫縣廳指令土第四二三號を以て認可ありしものにして、架橋後相當年數を經過し、近

時局部的に腐蝕甚だしき箇所を生じ、車輛運行上其の安全を期する爲本申請に及びたるものなり、工法左記に記載す。

一、工事方法變更箇所

第一期第三號線中心起巨 一八〇六五〇米

入江橋軌道専用橋

二、橋 梁

既設橋床「トランプ」間には「コンクリート」を填充しあるため橋床面と鋼板桁の腹鈹との接觸部附近が塵芥と雨水の爲に腐蝕せるを以て次の工法に依り補強を行ふものとす。

三、補強工(添付圖面省略)

(イ) A工法 圖面(附圖第四號)の如く外側鋼鈹桁及中央鋼鈹

桁一部腹鈹の腐蝕甚だしき部分に厚一〇耗、形狀圖示の如く加工せる添接鈹を腹鈹の兩側より狭み之を直徑二二耗鉄を以て綫綴するものとす。

(ロ) B工法 中央鋼板桁の一部圖示區間に於ては特に腹鈹の腐

蝕甚しきため圖示の如くA工法に準據施工し抗壓材の強度を一層増大するものとす。

(ハ) 「トランプ」に填充されたる「コンクリート」の大部分を取除き死荷重約三〇吨を軽減するものとす。

(ニ) 補強したる添接板には「ペイント」を塗工するものとす。

以上の通りにして工事費七、一〇〇圓、使用鐵材七、三九〇吨、工法適當と認めらるゝに依り、客年十二月二十六日監第三八九四號を以て通牒を附し、内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長崎縣

長崎電氣軌道 十川町櫻町間線路及工事方法變更認可

長崎電氣軌道株式會社申請に係る小川町より櫻町に至る區間は現在花崗岩石擲砂張の爲、運轉中動搖あるを以て混凝土基礎に變更し、曲線廢減部分の更換を爲さんとするものにして、變更區間は長崎驛前起點〇料五七三より〇料八一九、四四に至る延長〇料二四六、四四の併用軌道にして、交通運輸上至當なる工事方法の變更と認めらるゝにより、客年十二月二十六日監第四三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

栗原軌道 岩ヶ崎間軌道を地方鐵道に變更認可

栗原軌道株式會社申請に係る本件は、大正七年六月二十二日認可を受けし石越——岩ヶ崎間一六料六は建設費三七〇、〇〇〇圓を以て軌間〇米七六二の軌道を特許受け營業致し居る所、右路線中石越——若柳間の一部は府縣道を併用の處、近時交通の繁劇は保安上支障あると共に、乗客貨物の増加に伴ふ省線との連絡輸送に不便を來し居る現狀に付、府縣道併用部分を新設線に變更し、同時に全線を地方鐵道に變更せんとするの件は通牒を附し、十二

月三日、監第四〇六〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

富山縣

富山市營 變電所工事方法變更認可

富山市申請に係る總曲輪變電所常備電動發電機二臺は容量不足し、設備不完全の現狀にあるを以て之を廢止し、設備の完全と業務の安定を圖るため、硝子槽水銀整流器二臺(工費二四、五二〇昭和十六年)を新設せんとするの件は、通牒を附し昭和十六年十一月二十二日監第三九三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

廣島瓦斯電軌 車輛設計變更認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る從來の不完全なる救助器を改造し、事故發生の際完全に「フェンダー」を動作せしめ、人體を救助し、且つ乗務員の救助器取扱上の手数を省く爲、從來の「パーメンターフェンダー」を「ロックフェンダー」に改造せんとするの件は、改造車輛一一五輛、改造費一五、四一〇圓(自己資金に依る)救助鋼、所要鋼材一一、〇九一(手持品使用)にして、格別支障無之認め、昭和十六年十二月十七日監第四二〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

福岡電車 工事方法變更認可

福岡電車株式會社申請に係る本件は、曩に昭和十六年四月二日内務省丘土第二一號を以て、福岡市内城南線藥院出口停留場附近を横斷せる國庫補助鐵道鋪裝工事施行認可條件、左記通牒に依り軌道敷(路切)を石張鋪裝せんとするものなり、工法を示せば、

一、鋪裝區間 自復邊通り一丁目起點 ○料八五九米〇

至 同 ○料八九六米二

復線 互長 三七米二

二、工法

兩側道路鋪裝と一致する様軌道を整備し、コンクリート基礎上に厚八糎の花崗岩を軌條面と、同高二敷モルタル(配合一、三)を以て張詰めるものとす。

一、工費 一、一九六圓四〇(手元資金充當)

以上の通りにして、工法支障なきを以て客年十二月十八日監第四二五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

「通牒」

西新二日市線(福岡市地内)

福岡電車軌道敷内と同時に同一程度の鋪裝を施行せしむることと、尙軌道法に依る工事方法變更認可申請の手續を速かに履行せしむること。